【みらい版】

ウイークリーコープご利用手数料に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、ウイークリーコープ利用規程第5条第１項にもとづき、生活協同組合コープみらい（以下当生協）のウイークリーコープご利用手数料について定めます。

（定義）

第２条　手数料は、ウイークリーコープご利用に関していただく基本手数料と、コープデリ宅配センターからの配達ごとにいただく配達手数料があります。

（手数料）

第３条　利用形態と、一緒の配達先でコープデリ宅配をご利用されている組合員数により、お一人あたり、次に掲げるとおりの手数料（消費税別）をいただきます。

利用形態	組合員数	基本手数料	配達手数料
個　配	－	８０円	１００円
グループ配達	３人以上	－	－
	２人	８０円	－
	１人	８０円	１００円

（優遇措置）

第４条　当生協は、組合員のご利用金額に手数料の割引を実施します。配達先あたりの手数料課金対象商品の受注金額合計が「６，０００円（消費税別）」以上の場合、基本手数料及び配達手数料を全額割引とします。

２．次に掲げるくらし応援割引は組合員の申請により手数料の割引を実施します。

割引種別	基本手数料	配達手数料	備考
シルバー	８０円	全額割引	世帯全員、または２人世帯のいずれか１人が６５歳以上の場合
ふれあい	８０円	全額割引	組合員本人又は同居するご家族が障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保険福祉手帳）の交付を受けている場合
赤ちゃん	全額割引	全額割引	母子手帳交付から１歳未満の赤ちゃんがいる方。登録から 52 週間
子育て（※）	全額割引	全額割引	母子手帳交付から小学校入学前のお子様がいる場合。登録から小学校入学を迎える年の３月末日までで、子育て割引対象者で受注金額が週あたり３，０００円（消費税別）以上の場合
	８０円	100円	子育て割引対象者で受注金額が週あたり1円～３，０００円（消費税別）未満の場合
	８０円	０円	子育て割引対象者で受注金額が週あたり０円の場合（ご利用がない場合）
自然災害	全額割引	全額割引	自然災害で被災し、罹災証明書の交付を受け、交付から１年未満の場合。登録から５２週間

（※）子育て割引利用者で、月度の累計受注金額（消費税別）が、12,000 円（消費税別）以上あった場合、請求月度内の週で課金された基本手数料や配達手数料（消費税込）相当分をポイント付与します。

３．ご利用金額による手数料割引、および手数料ポイント還元の対象となる商品・サービスはインターネットサイト内で案内します。

（細則の変更案内）

第５条　この細則を変更する場合、生協はホームページ等で、変更する旨、変更内容および変更の効力発生日について、効力発生日までの間に告知するものとします。

（改廃）

第６条　この細則の改廃は、専務理事が行います。

（付則）

この細則は２００７年９月２４日より施行します。

２００７年９月２４日制定

２００９年４月　４日一部改定

２０１０年４月１９日一部改定

２０１３年３月２１日一部改定

２０１４年３月３１日一部改定

２０１４年9月２２日一部改定
２０１６年４月　４日一部改定
２０１６年6月２０日一部改定
２０１８年１月21 日一部改定
２０１８年6月１１日一部改定、同年７月23 日施行
２０１８年7月３０日一部改定、同年８月21 日施行
２０２０年1月１８日一部改定、同年3月２１日施行
２０２５年３月24 日一部改定、同年４月２１日施行